

食料安全保障の確立のための更なる取組
を求める意見書（案）

年 月 日

衆 議 院 議 長
参 議 院 議 長
内 閣 総 理 大 臣 あ て
財 務 大 臣
農 林 水 産 大 臣

議 長 名

地方自治法第99条の規定により、下記のとおり意見書を提出します。

記

我が国では、国内生産の増大を図ることを基本に輸入及び備蓄を適切に組み合わせることで、食料の安定供給の確保を図ってきたが、今般の食料・肥料等の価格高騰等を踏まえ、政府は、昨年12月、食料の安定供給の基盤強化に向けて継続的に対策を講ずるために、食料安全保障強化政策大綱を策定した。

大綱では、農産物の生産に不可欠な肥料や飼料といった生産資材等の国産化に向けた対策や、生産資材の価格高騰の影響緩和対策が盛り込まれ、食料安全保障の強化が期待される一方、国内農業は、農業者の高齢化・減少による担い手不足に直面するとともに、農産物の価格の低迷等も課題となっている。

よって、本県議会は、国会及び政府において、我が国の食料自給率の向上を図り、国の基本的な責務である食料安全保障の確立を図るため、次の事項について特段の措置を講ずるよう強く要請する。

- 1 食料安全保障強化政策大綱に基づく施策の推進に当たり、十分な予算を確保すること。
- 2 生産性の向上のための新技術導入支援等により、安定的な経営を行うことのできる担い手の育成・確保を進めること。
- 3 海外依存の高い穀物の国内生産体制の強化に向けた支援を拡充すること。
- 4 国内肥料資源を活用した国内における肥料生産の推進や肥料原料の安定供給のための取組への支援の強化とともに、国内飼料の一層の増産・利用のための体制を整備すること。
- 5 長引く肥料・飼料の価格高騰により影響を受ける農業者に対し、コスト上昇分の補填等の支援を継続するとともに、配合飼料価格安定制度の安定的な運用のための十分な財源の確保や、肥料価格のセーフティネット対策の創設等の価格高騰への恒久的な対策を講ずること。
- 6 海外における農産物の生産コストの価格転嫁の取組を参考とするなど、農産物の適正な価格転嫁の仕組みを構築し、生産コストの価格転嫁について国民の理解と協力を得られるよう広報活動等を広く展開すること。